

日本私立学校振興・共済事業団の役職員の報酬・給与等について

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。

一方、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、独立行政法人そのものではなく「共済組合類型の法人」とされていることから、ガイドラインに基づく公表の対象外とされている。しかし、事業団の助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が用いられていること及び私立学校法が学校法人に財務情報の公開を義務付けていること等を考慮し、社会一般とりわけ私立学校関係者に対する業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすことは事業団の今日的責務であると考え、今年度も自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表することとする。

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

〔 文部科学大臣が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、特別手当の額を百分の十の範囲内で、増額し、又は減額することができる。 〕

② 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

理事長・理事・ 監事	〔 日本私立学校振興・共済事業団役員給与規程に則り、報酬、地域手当、通勤手当及び特別手当としている。 <報酬> 改定なし。 <地域手当> 改定なし。 <特別手当> 一般職給与法(指定職)の改定に準拠し、3.35月分(前年3.4月分)とした。 〕
監事（非常勤）	〔 日本私立学校振興・共済事業団役員給与規程に則り、非常勤役員手当を支給した。 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
理事長	19,781	11,832	5,582	2,366 (地域手当)			
A理事	16,180	9,648	4,552	1,930 (地域手当) 51 (通勤手当)	R2.4.1		◇
B理事	16,182	9,613	4,552	1,923 (地域手当) 95 (通勤手当)		R3.3.30	◇
C理事	16,320	9,648	4,552	1,930 (地域手当) 190 (通勤手当)		R3.3.31	※
D理事	16,272	9,648	4,552	1,930 (地域手当) 142 (通勤手当)			
E理事	14,674	9,648	2,935	1,930 (地域手当) 161 (通勤手当)	R2.4.1		※
A監事	13,924	8,256	3,895	1,651 (地域手当) 122 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	5,544	5,544					

注1: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2: 前職欄の記号は、以下であることを示す。

「◇」は役員出向者（国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者）、「※」は独立行政法人等の退職者

3 役員の退職手当の支給状況（令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		退職年月日	摘要	前職
		年	月			
理事長					該当者なし	
理事A	3,281	3	3	R3.3.31	文部科学大臣が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、理事長が支給額を決定し、支給した。	※
理事B	2,776	2	6	R2.3.31	文部科学大臣が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、理事長が支給額を決定し、支給した。	※
監事					該当者なし	

注: 前職欄の記号は、以下であることを示す。

「※」は独立行政法人等の退職者

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の独立行政法人等の給与水準を考慮し、決定する。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特別手当の額は、理事長がその職員の在職期間、勤務成績等を参酌して定めるほか、昇給区分を4段階にして、勤務成績を昇給に反映させる。

③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

日本私立学校振興・共済事業団職員給与規程に則り、本給及び諸手当（扶養手当、役職手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、特別都市手当、住居手当及び特別手当）としている。

<本給>

改正なし。

<住居手当>

国家公務員の例に準じ、手当額の上限を引き上げを行った。(27,000円→28,000円)

<特別手当>

一般職給与法（行政職俸給表（一））の支給月数を勘案し、4.50月から4.45月に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	285	41.5	7,716	5,645	172	2,071
事務・技術	285	41.5	7,716	5,645	172	2,071

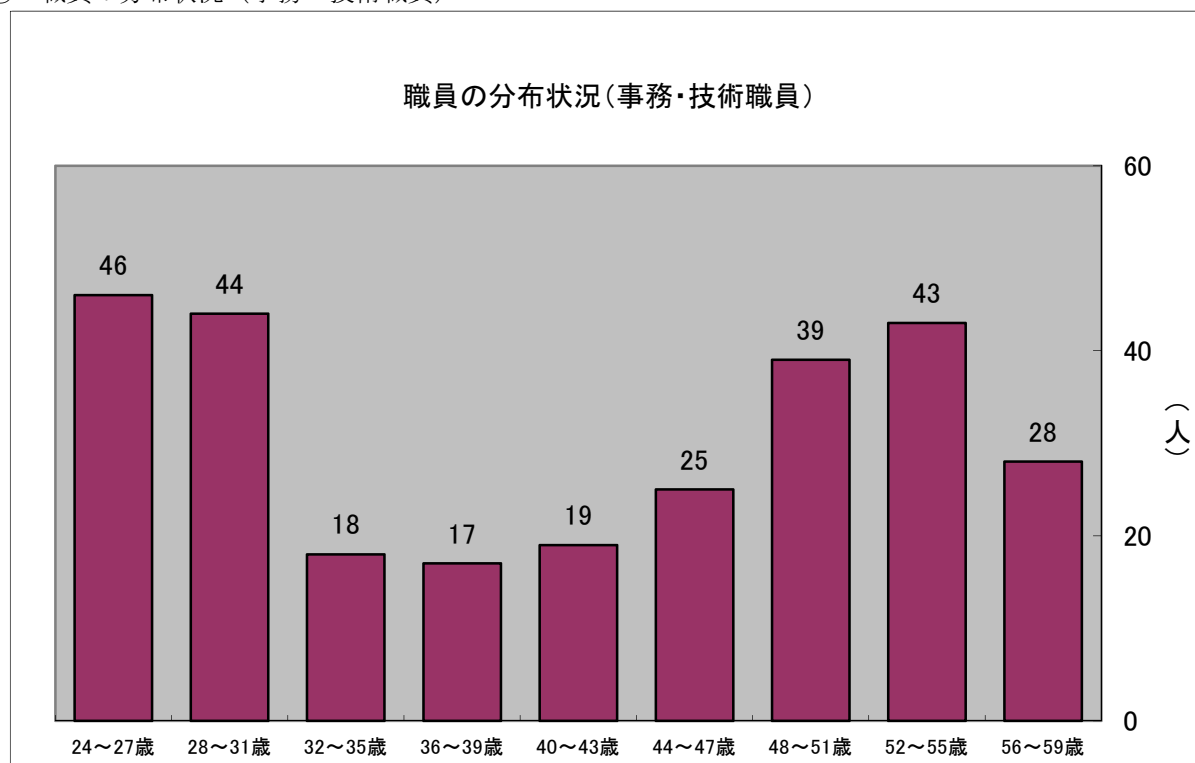
区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再雇用職員	1	省略	省略	省略	省略	省略
事務・技術	1	省略	省略	省略	省略	省略

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	13	51.7	4,046	3,013	202	1,033
事務・技術	13	51.7	4,046	3,013	202	1,033

注1：医療施設及び宿泊施設に勤務する職員を除く。

注2：再雇用職員は該当者が1名であるため、平均年齢以降の事項については記載を省略する。

② 職員の分布状況（事務・技術職員）



③ 職級別在職状況等（令和3年4月1日現在）

（事務・技術職員）

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員 (割合)	285 人	18 人 (6.3%)	35 人 (12.3%)	61 人 (21.4%)	64 人 (22.5%)	26 人 (9.1%)	81 人 (28.4%)
年齢（最高 ～最低）		62 ～ 53 歳	62 ～ 48 歳	59 ～ 45 歳	54 ～ 34 歳	46 ～ 30 歳	36 ～ 24 歳
所定内給与 年額（最高 ～最低）		9,099 ～ 8,125 千円	8,408 ～ 6,521 千円	7,392 ～ 5,669 千円	6,248 ～ 4,415 千円	5,545 ～ 3,730 千円	4,148 ～ 2,785 千円
年間給与 額（最高 ～最低）注		13,043 ～ 11,358 千円	11,733 ～ 8,973 千円	10,191 ～ 7,869 千円	8,543 ～ 6,035 千円	7,592 ～ 5,105 千円	5,554 ～ 3,805 千円

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和元年度	令和2年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,820,391	千円 2,831,091
退職手当支給額 (B)	千円 329,836	千円 274,443
非常勤役職員等給与 (C)	千円 221,964	千円 259,898
福利厚生費 (D)	千円 413,971	千円 400,930
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,786,161	千円 3,766,362

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額：職員数の増加に伴う本給・賞与等の増（前年度比0.4%増）

退職手当支給額：定年退職者数の減（前年度比△16.8%減）

非常勤役職員等給与：業務量の増大に伴う非常勤職員の増（前年度比 17.1%増）

福利厚生費：退職等年金給付掛金の料率改定に伴う減（前年度比 △3.2%減）